



# 紀元二千六百年奉祝記念事業と

## 御陵參拜道路の改良

守屋 秋 太 郎

### 一、紀元二千六百年奉祝の意義

皇國日本が燦然たる榮光を以て世界史上を飾るべき年、即ち紀元二千六百年は愈々明年に迫つたのである。我が國民はこの光輝ある紀元二千六百年奉祝の意義をはつきり認識把握しなければならぬ。抑々我が悠遠なる肇國は、天照大神が、瓊々杵尊に「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治

せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし」と勅してこの國に降臨せしめ給ふたときに存するのであつて、萬邦に其の比をみざる尊嚴なる國體の基は實にこの時確立せられたのである。そして 神武天皇は國の中央に都を移し普ねく萬民を安んじ、皇祖神勅の御旨を全うせんと思召し、甲寅の年冬十月御親ら軍を率ゐて日向を發せられ、御東征の途に上られ、六年の永きに互つてあらゆる

艱難御辛苦を歴て遂に大和地方を盡く平定し國內統一の大業を完成遊ばされ己未の年三月勅りせられ、橿原の地に都を定められ、その翌々年、辛酉の年春正月庚辰朔、始めて即位の禮を擧げさせられ、廣く四方の民に皇位の尊きを仰がしめ給ふたのである。皇祖天照大神の定め給ひし帝國の基礎はこの時に至り愈々固く萬古不易となつたのである。而して 神武天皇を以て入皇第一代の天皇と仰ぎ奉り、その即位の年を以て紀元元年とするのである。

實に我が國の起原は遠く 皇祖天照大神が國土統治の本を定め給ふて皇孫をこの國に降臨せしめ給ふた時に始まるのであつて、神武天皇の創業はこの肇國の大精神を體して國內を統一し天業を恢弘せられたものに他ならないのであります。昭和十五年は即ち 神武天皇が皇祖肇國の大精神を體せられ、天業を恢弘し入皇第一代の天皇として即位の大典を擧げさせられてより正に二千六百年に相當するのである。皇統連綿として寶祚の隆なることは萬邦に比類なく、世界大戰にも比すべき支那事變に際し、皇威は益々八

紘に輝き互り、國運愈々限りなき發展の過程にあります。この光輝ある紀元二千六百年を迎ふるに當つて、遠く肇國創業の鴻圖を瞻仰し、歷朝の聖徳を景慕し奉ると共に我が國體の精華を廣く中外に顯揚し、内は清新潑刺たる國民精神の昂揚を圖り、外は八紘一宇の大理想の具現に邁進し、一段の進展を期し以て昭和聖代を壽ぎ奉ることは日本國民として衷心より冀望してやまざるところであり、茲に紀元二千六百年奉祝の意義が存するのである。

## 二、紀元二千六百年奉祝記念事業

如斯意義深き年を迎へるに當つて、政府は昭和十年十月内閣に紀元二千六百年祝典準備委員會を設置し、種々調査審議の結果、紀元二千六百年の祭典、祝典及び奉祝記念事業の大綱を決定實施することとなつたのである。

### 一、宮中關係の祭典

### 二、神宮並に官國幣社以下神社の祭典

### 三、肇國創業に特殊關係ある神社の臨時の祭典

### 四、大觀兵式、大觀艦式、(又は艦隊の參列)

## 五、國民的祝典

### 六、奉祝記念事業

而して翌昭和十一年七月一日に「紀元二千六百年ノ祝典ニ關スル事務及各種奉祝記念事業ニ關スル事項ノ統轄ノ事務ヲ掌ラシムル爲内閣ニ臨時其ノ所屬局トシテ紀元二千六百年祝典事務局ヲ置」き同時に曩に設けられた紀元二千六百年祝典準備委員會を廢し「紀元二千六百年ノ祝典及各種奉祝記念事業ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス」る爲新に内閣總理大臣の監督に屬する紀元二千六百年祝典評議委員會を設け、前記祭典、祝典、奉祝記念事業等につき當該主務官廳と共に鋭意調査計畫を圖ることとなつたのである。(週報第二十四號昭和十二年三月三十一日参照)

### 三、紀元二千六百年奉祝會と奉祝記念事業

(一)

昭和十一年十一月九日紀元二千六百年祝典評議委員會は紀元二千六百年奉祝記念事業の大綱を慎重に審議次の如く決定するに至つたのである。

説苑

一、橿原神宮境域並ニ畝傍山東北陵參道ノ擴張整備

二、宮崎神宮境域ノ擴張整備(昭和十三年七月一日追加)

三、神武天皇聖蹟ノ調査保存顯彰

四、御陵參拜道路ノ改良

五、日本萬國博覽會ノ開催

六、國史館ノ建設

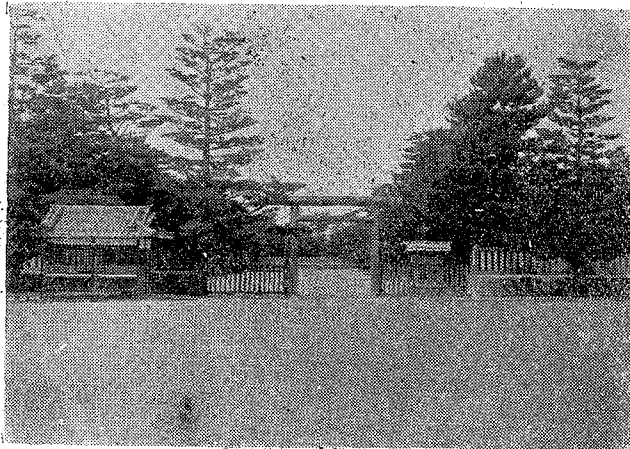
七、日本文化大觀ノ編纂出版

而して前項の中日本萬國博覽會以外の事業は皇族殿下を總裁に奉戴する財團法人紀元二千六百年奉祝會を設立し其の任に當らしめ、直接又は國、公共團體若は私設團體に委嘱して適宜之を施行することになつたのである。(委嘱ニ關シテハ昭和十二年十月十六日勅令第五百九十六號参照)

之に要する經費に關しては、紀元二千六百年奉祝會に對し國庫より相當の補助金を交付助成することに決定され、總事業費一千萬圓の内五百萬圓は國庫補助金により、五百萬圓は一般國民の寄附金によつて名實共に官民協力舉國一致の體制をとり、之等記念事業を施行することになり着々

其の準備が進められつゝあつた際、突如蘆溝橋に於ける支那軍の不法射撃に端を發した今回の支那事變は、迷妄蔣介石の徒らなる容共抗日と共に遂に東亞再建設と云ふ曠古の事變にまで發展、長期戦線、聖戰茲に三年を迎へ、全支に皇軍聖戰の意義を理解し、明朗にし支那建設に新政權の樹立されるもの在りと雖も時局未だ其の安定を見ず、我が國は朝野を擧げて長期建設に一路邁進、精神的にも物質的にも國民總動員を以て聖戰の實を擧げつゝあるのである。

斯る社會狀勢のなかに於て紀元二千六百年奉祝會は、この曠古の盛事を記念奉祝せんとする全國民の興望に應へ、昨年四月十日櫻花咲き亂れたる明治神宮外苑競技場に於て總裁秩父宮殿下の台臨を仰ぎ奉つて、關係者及び市民五萬人參列、總裁宮奉戴式を舉行、總裁宮殿下より



り優渥なる令旨を賜つたのである。當日、協力一致使命の遂行に邁進し、國體尊崇の範を後代に垂るゝに遺憾なきを

期せよとの有難き令旨は此の日式典に參列し得ない多數國民のため畏くもラヂオ放送を差許されたのである。殿下の御力強い御言葉は思ふだに今尙全國民の胸に新なる感激であらう。

神 武 天 皇 御 披

長期戦體制下に於て紀元二千六百年奉祝記念事業の一として、日本文化の世界的發展を物語るべき待望の紀元二千六百年記念日本萬國博覽會は遂に時局の安全をみるまで中止のやむなきに至つた。躍進日本の若人が世界に誇るスポーツの爲獲得したオリムピック東京大會も、遺憾ながら翻

催不可能となり、返上するの餘儀なきに至つたのである。  
東亞再建設の實き犠牲である。然し吾々は 陛下の御稜威  
と皇軍將兵の奮闘により不日明朗なる東亞再建の曙光に於  
て之等の再び開催せられるであらうことを信じて疑はざる  
ものである。

## (二)

爾來紀元二千六百年奉祝會は總裁宮の令旨を奉戴、全國  
民の奉祝記念たらしむべく、銳意所期の目的に邁進してゐ  
るのである。然るに紀元二千六百年奉祝會に就ては一般國  
民にはつきりと認識されてゐない様に思はれる事は甚だ遺  
憾とするところである。即ち紀元二千六百年奉祝會は前述  
せる如く、國家、國民に代つて國家既定の光輝ある紀元二  
千六百年奉祝記念事業施行を擔任せる團體であり、それは  
全國民の總意による全國民の團體であるのである。今茲に  
紀元二千六百年奉祝會の目的及び事業に就て述べて置きた  
らと思ふ。

同會の寄附行爲第二條に「本會ハ紀元二千六百年ヲ奉祝

記念スル爲左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、紀元二千六百年祝典評議委員會ノ審議ヲ經タル奉祝  
記念事業

二、其ノ他本會ニ於テ適當ト認ムル事業

前項ノ事業ハ必要ニ應ジ國、公共團體又ハ私設團體ニ委囑  
シテ之ヲ施行スルコトヲ得

とあり紀元二千六百年奉祝會は即ち紀元二千六百年祝典  
評議委員會の審議決定に係る前述の六大奉祝記念事業施行  
の任に當つてゐるのであるが、次に國家既定の奉祝記念事  
業の内容に就て述べたいと思ふ。

## 四、紀元二千六百年奉祝記念事業

### (一)

彌榮えに榮えます皇國の隆昌を壽ぎ奉り、官民協力舉國  
一致、しかも曠古の長期戰の下に於て聖恩に報ひ奉らんと  
して施行する國家既定の奉祝記念事業は、紀元二千六百年  
奉祝會の事業要綱をみるに次の通りである。

第一、檀原神宮境域並に畝傍山東北陵參道の擴張整備

橿原神宮並に畝傍山東北陵附近は近時俗化する傾向ありて、神聖の保持並に風致の保存上憂慮すべき状態に在るを以て神宮境域並に御陵境域を擴張すると共に神宮附屬諸設備を整備し、又各種交通施設の改善を圖り以て之が完備を期せんとするものである。

んとす。

第四、御陵参拜道路の改良。

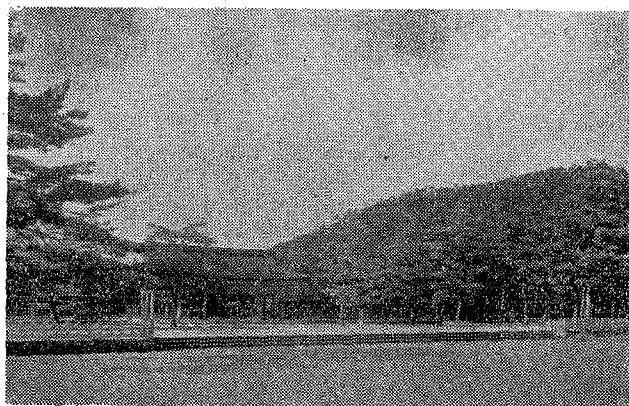
近時 歴代天皇御陵の巡拜者頗に多きを加へつゝ、あるも是等御陵に通ずる道路にして現在甚だしく狹隘、保存全からず交通不便のもの尠からず、仍て之を近代交通に適する如く改修し、参拜に便し以て聖徳を追慕し奉り皇運の扶翼に精勵努力するの念を振起せしむる上に遺憾なからしめんとす。

第二、宮崎神宮境域の擴張整備

宮崎神宮の境域を擴張し、土壘、玉垣を以て外圍を整備すると共に神宮附屬の徴古館を移轉改築して之が完備を期せんとす。

第三、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰

神武天皇聖蹟及び關係史蹟傳説地を調査し、標識、説明標、揭示板、指導標の建設、聖蹟地の整備等適當なる保存顯彰の施設を講じ以て創業の偉蹟を顯示し國民精神の作興に資せ



橿原神宮

我が尊貴なる國體の精華と我が光輝ある國史の成跡とを認識せしむる爲、三階建鐵骨鐵筋コンクリートの建

第五、國史館の建設

建築物を建造し、神祇皇室關係を中心に國史に關する各種の資料、實物を陳列し、附屬講堂等を設置し以て國民精神の作興と國史教育の振興に資せんとす。

#### 第六、日本文化大觀の編纂出版

肇國創業以來生成發展し來れる日本文化の精髓を中外に顯揚し、民族文化の振起發揚に資する目的を以て日、英、佛、獨等の各語に依りて編纂し以て廣く内外に頒布せんとす。

#### 第七、其の他の記念事業

以上の事業が即ち舉國一致國民的感激を以て聖恩に報ひ奉らんとする慶祝の奉祝記念事業であつて、之に要する經費は次の通りである。

- 一、檀原神宮境域並畝傍山東北陵參道擴張整備費 四百萬圓
- 二、宮崎神宮境域擴張整備費 三十六萬圓
- 三、神武天皇聖蹟調査保存顯彰費 三十萬圓
- 四、御陵參拜道路改良費 五十萬圓
- 五、國史館建設費 三百萬圓

#### 六、日本文化大觀編纂出版費

百萬圓

#### 七、豫備費

八十四萬圓

### (二)

之等の事業の進捗狀態に就いてみるに、之等の事業は事業の性質上直接紀元二千六百年奉祝會に於て施行することを不適當と認めらるゝものあるを以て、事業の完備を期する爲關係方面に委囑し事業の施行をなしつゝあるのである。

檀原神宮境域並畝傍山東北陵參道の擴張に關し、神社關係は内務省に御陵關係は宮内省に、參道擴張は奈良縣に交通施設の改善に關しては大軌、大鐵に夫々委囑施行しつゝある。昨年五月八日 神武天皇天業恢弘の聖地に於て之が事業の起工祭式典が舉行せられ、爾來關係者一同の減私奉公の至誠と國民的感激的勤勞奉仕團體の參加と相俟つて著々其の完成に近づきつゝあり、古都大和檀原の聖地は二千六百年生成發展し來つた歴史の上に、日本民族の新たな意識の上に、新なる感激の聖地として再認識されることと思

ふ。

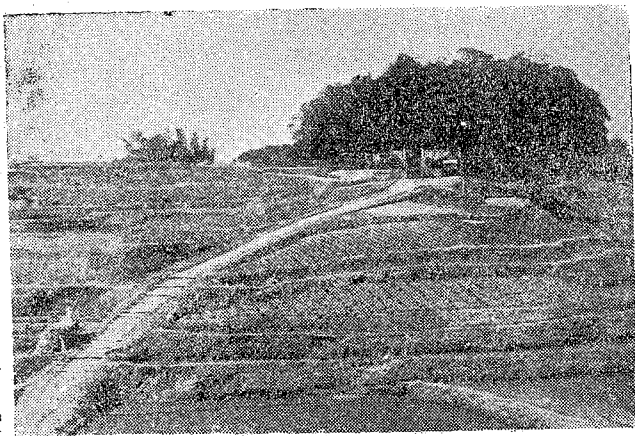
宮崎神宮境域の擴張整備は宮崎縣に委嘱、昨年十一月二十五日起工祭式典を舉行し、明年晴れの祭典に備へるべく其の工を急いでゐる。

神武天皇聖蹟の調査保存顯彰

國史館の建設

日本文化大觀の編纂出版

の三事業は何れも文部省に委嘱を了し、文部省に於ても事業の性質上、神武天皇聖蹟の調査保存顯彰及日本文化大觀の編纂出版に關しては學界の權威者を總動員し、新に勅令による委員會を設置し、萬遺憾なきを期してゐる次第である。尙國史館の建設は支那事變により物資の著しい統制により他の事業に比し、其の着工の運びに至つてゐないことは甚だ遺憾とするも、既に其の建設地は大體舊議事堂跡に殆ど其の決定をみるものと思は



れる。明治、大正、昭和三代躍進日本の歴史的記念地である。日本の歴史の上に、憲政史の上に永遠に記念さるべき

地に、國史館の建設さるゝ事は國民精神の作興と國史教育の振興に新なる紀元を劃するものであらう。

天持 武統 天皇 皇皇 御 陵

此等の事業委嘱に關し茲に一言注意して置かねばならぬことは、此等の記念事業に關する記事が新聞紙或は雜誌等に掲載される場合、記念事業施行が往々委嘱を受けた官廳若くは團體が記念事業の施行者である如く報ぜられることは、當事者の注意すべき點

ではあるまいか、紀元二千六百年奉祝記念事業は決して一官廳、一公共團體が施行するものではない。國家既定の奉



祝記念事業を、國家に代り全國民に代つて施行する者は即ち紀元二千六百年奉祝會であり、内務省にしても文部省に

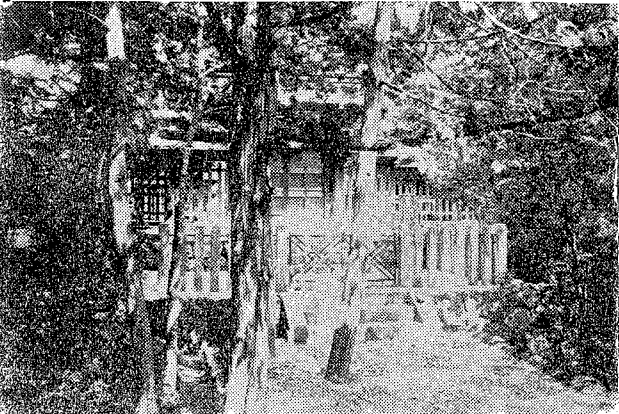
しても、奈良縣、宮崎縣にしても、夫れは單に委囑を受けた事業の執行者である筈である。然るに此等の記念事業が文部省の記念事業である如く、又奈良縣の記念事業であるかの如き感を國民に抱かせることは特に注意を要する問題であると思ふ。例は、紀元二千六百年奈良縣奉祝會に於て發刊せる雜誌「發祥」第二卷第一號、「檀原聖地記念事業の實際」、本誌

二十卷第九號「檀原神宮と建國奉仕隊」と題する記事の如き筆者藤田宗光氏の敘述が紀元二千六百年奉祝記念事業の施行は私の前述せる如き理由によることに一言も言及しないことは世の誤解を招くのではない。紀元二千六百年奉祝記念事業（紀元二千六百年祝

典評議委員會の審議決定せるもの）は決して單に地方的、或ひは部分的なものでなく國民的見地に於て決定されたる

全國民的の事業であることに關係者は特に留意しなければならないと思ふ。

### 御陵參拜道路の改良



清 和 天 皇 御 陵  
歴代天皇の御陵參道路に關しては事業要綱にもあつた如く、近時歴代天皇御陵巡拜者の激増しつゝあることが如何なる理由によるにしろ、之は日本國民として當然の歸結であらう。神社佛閣に參詣する者の非常に多いに不拘御陵參拜者の非常に少ないと謂ふ理由の一としては交通の不便と云ふことも

考へられるであらう。私は昨年末今回紀元二千六百年奉祝記念事業として改良せらるべき御陵に至る道路の實地を調

査し、實に道路の不完全なるに驚いたのである。

線は次の御陵に至る道路である。

歴代天皇の御陵に至る道路のうち、今回改良せられる路

京都府委嘱

陵名

改良區間

道路  
種別

延現  
長

總幅員

況  
最急  
勾配

改  
工種

延長  
總幅員

畫  
最急  
勾配

淳和天皇御陵

自大原野神社前  
至御陵入口前

町村道

三、二七三・〇〇

一・五

3/1

改築七、七〇〇・〇〇

四・五

經費凡そ十二萬圓。

奈良縣委嘱

陵名

改良區間

道路  
種別

延現  
長

總幅員

況  
最急  
勾配

改  
工種

延長  
總幅員

畫  
最急  
勾配

安寧天皇御陵

縣道權原壺坂線ヨリ分岐  
テ大字池尻ニ至ル

町村道

一、三〇〇・〇〇

三・二

七%

改築

一、三八一・〇〇

四・五

六・六

孝昭天皇御陵

縣道高鴨御所線大正村  
入口ニ至ル

〃

二一〇・〇〇

二・三

三

新設

一九四・〇〇

四・五

二

孝安天皇御陵

縣道下市御所線秋津村  
大字今城ヨリ分岐御陵  
前ヲ經テ御所高取線ニ  
連絡

〃

一、二九二・〇〇

一・八

三

新設

九七〇・〇〇

四・五

二

孝靈天皇御陵

縣道高田勢野線ヨリ分岐  
テ片丘馬坂御陵前ヲ經  
テ縣道田原國分線ニ連  
絡

〃

一、二七〇・〇〇

二・九

七

改築

一、一五〇・〇〇

四・五

六

孝元天皇御陵

縣道奈良和歌山線ヨリ  
分岐畝傍町大字石川ニ至  
ル

〃

七〇〇・〇〇

二・八

五

改築

五三二・〇〇

四・五

三・三

崇神天皇御陵	垂仁天皇御陵	景行天皇御陵	成務天皇御陵	安康天皇御陵	顯宗天皇御陵	武烈天皇御陵	宣化天皇御陵	欽明天皇御陵	崇峻天皇御陵
縣道奈良津線柳本町ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル	縣道北倭奈良線都跡村大字尼ヶ辻ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル	崇神天皇御陵前ヨリ景行天皇御陵前ニ至リ縣道上下ノ内ニ連絡ス	縣道乾谷奈良線西大寺橋詰ヨリ分岐村道ヲ經テ平城村大字山陵ニ至ル	縣道乾谷奈良線ヨリ分岐伏見村大字寶來ヲ經テ御陵道入口ニ至ル	縣道勢野高田線ヨリ分岐志都美村大字今泉田村大字北今市顯宗天皇御陵ニ連絡下田磯長線下田村ニ至ル	縣道原壺坂停車場線畝傍町大字鳥屋ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル	縣道奈良和歌山線ヨリ分岐阪合村大字平田ニ至ル	縣道多武峯櫻井停車場線多武峯村大字倉橋ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
五一〇・〇	四二二・〇	九七〇・〇	一九〇・〇	六〇〇・〇	一、二二〇・〇	七一〇・〇	二〇六・〇	八〇〇・〇	一一〇〇・〇
三五	二〇	三五	二三	二四	三四	三五	三四	二二	二〇
二・五	一	二・五	五	五	一	一	二	三	一・〇
改築	改築	改築	新設	新設	新設	新設	新設	改築	改築
五〇〇・〇	三八〇・〇	二、〇〇〇・〇	一五五・〇	四〇七・〇	一、五八〇・〇	一、三五〇・〇	一五〇・〇	三一二・〇	一二〇〇・〇
四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五
二	一	二	四・七	五	二	一	二	二	八

説

苑

舒明天皇御陵

縣道松山櫻井線城島村大字忍坂ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル

〃

二四〇〇 二・六

一・二 新設

二五〇〇

四・五 一・〇

齊明天皇御陵  
(皇極)

縣道御所高取線越智岡村大字車木ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル

〃

二二四〇 二・五

五 改築

二一四〇

四・五 二

天武天皇御陵  
持統天皇御陵

欽明天皇御陵前ヨリ高市村大字野口ヲ經テ縣道岡高取線ニ連絡ス

〃

六〇八〇 二・五

五 改築

一、四九〇〇

四・五 三

文武天皇御陵

縣道奈良和歌山線眞弓村ヨリ分岐阪合村大字栗原ニ至ル

〃

一、〇一〇〇 三・五

六 改築

九〇〇〇

四・五 三

元明天皇

御陵

國道十五號線奈良市奈良坂町ヨリ分岐元明ヲ經テ縣道乾谷奈良線ヲ良市法蓮寺ニ連絡シ、奈良正天皇御陵東側ニテ交叉、元明、元正各帝御陵ニ至ル

〃

一、〇二〇〇 一・五

一・三 改築

二、三〇四〇

四・五 六

元正天皇

聖武天皇御陵

縣道乾谷奈良線ニ御陵道入口ニ接続ス

縣道

新設

(駐車場設置)

稱徳天皇御陵  
(孝謙)

縣道乾谷奈良線西大寺橋詰ヨリ分岐村道ヲ經テ平城村大字山陵ニ至ル

町村道

四六〇 二・四

〇・五 改築

四六〇

四・五 〇・五

光仁天皇御陵

縣道東山奈良線田原村東金坊ヨリ分岐須山、此瀨村ヲ經テ御陵前ニ至リ、縣道東山奈良線田原村日笠ニ連絡ス

〃

三、四〇八〇 三・四

七 改築

三、三四三〇

四・五 六・七

平城天皇御陵

縣道乾谷奈良線都跡村大字佐紀ヨリ分岐御陵道入口ニ至ル

〃

一三〇〇 三・四

一 新設

九二〇

四・五 一・二

後醍醐天皇御陵  
縣道多武峯吉野山線吉野町ヨリ分岐上千本ヲ經テ如意輪寺東側ヨリ御陵道入口ニ至ル

計

二九御陵

二二、七一六・〇

經費凡そ二十五萬圓。

京都市委嘱

陵名	改良區間	道路種類	延長	總幅員	最急勾配	工種	改良延長	總幅員	最急勾配
六條天皇御陵	自澁谷街道至御陵前	市道	二二〇・〇米	二・〇米	1/7	改築	二〇〇・〇米	四・五米	1/10
白河天皇御陵	深草鳥羽線御陵前	"	二一〇・〇	三・五	1/200	"	一七三・〇	四・五	1/200
鳥羽天皇御陵	自伏見區竹田內畑町奈良電鐵交叉點西側至近衛天皇御陵前	"	九〇〇・〇	二・五	1/150	"	一〇〇・〇	"	1/150
仁明天皇御陵	自伏見區深草東伊達町至御陵前	"	四五〇・〇	四・〇	1/30	"	三一六・〇	"	1/60
後深草天皇御陵外十一方陵	伏見區深草增坊町京都偕行社東北角御陵前	"	三一〇・〇	三・七	1/50	"	二五六・〇	"	1/50
醍醐天皇御陵	伏見區醍醐古道町醍醐石山線	"	五八〇・〇	二・二	1/8	"	四六〇・〇	"	1/20
宇多天皇御陵	右京區宇多野禰王寺町上京區龍安寺山田町	"	一、三五〇・〇	二・五	1/6	"	七一三・〇	"	1/10
村上天皇御陵	同	"	"	"	"	"	三二五・〇	"	1/10

說

苑

光孝天皇御陵	陵 前	右京區北嵯峨朝原山町	廣澤池西北御陵前	嵯峨天皇御陵	自後宇多天皇御陵前	至右京區嵯峨觀空寺谷町	後龜山天皇御陵	陵 前	右京區嵯峨鳥居本澁谷町	同區嵯峨水尾清和町	清和天皇御陵
五〇〇〇	四〇〇	七〇〇〇	一、五五〇〇	一、五五〇〇	一五〇〇	五、五六〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一四九二〇	六、二六〇〇
$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	—	$\frac{1}{45}$	—	—	—	—	$\frac{1}{10}$
五三〇〇	六八六〇	一、四九二〇	一五〇〇	一〇〇〇	改築	待避所	三・五	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

計 十三御陵 一一七、九五〇  
 經費 凡ソ十八萬圓

合計 凡ソ 五十五萬圓

以上四十御陵に至る道路が改良せられるのであつて、目下委囑に關する事務の手續中であり、不日委囑を了し工事に着手する運びに至るであらう。而して之が經費は當初五十萬圓であつたが漸次御陵數の追加をみるに至りたると、循環道路線の計畫の爲五十五萬圓以上になるものと思はれるのである。此等の道路は京都市關係の市道を除き、府縣道は奈良縣管内に於ける僅か三路線に過ぎない状態である。京都市關係の路線にしても市道と言ふも名のみにして幅員狹少、路面も市道として極めて不完全なもの、多いのに驚いた次第である。市街地域の擴張により隣接町村の合併され行政地區的に市内となつたため道路は市街地として完備されてゐないものが多い。

淳和天皇の御陵に參拜するには近代交通機關の利用は出來ない嶮岨な道路、道路と云ふも名のみ、最急勾配1・3、總幅員一・五米の道である。清和天皇の御陵に參拜するにも一日を要する。

此等は京都市のみに限らず奈良縣に於ても同一状態である。何故前記御陵に至る道路が今日まで改良せられず放任せられてゐたか、二千六百年の記念事業を以て改良が施行せられるまでもなく、道路管理者が當然改良工事を施行すべき道路である。何となれば前記御陵に至る道路は決して御陵參拜の爲めの専用道路に非ずして夫々府縣知事、市長、町村長の管理する道路であるからである。歴史的關係から歴代天皇の御陵の殆どが京都市、奈良縣下に在るにも不拘此等の關係者が此れを放任して置いたことはまことに懼れ多いことである。

歴代天皇御陵の所在地について次に次の通りである。

府縣別	陵數	御方數
東 京	一	一
大 阪	一六	一六
奈 良	三〇	三一
滋 賀	一	一
兵 庫	一	一

説 苑

山 口 一 一  
香 川 一 一

前記御陵に至る道路が今日まで改良せられざりし理由は比較的交通不便の地に在ることも原因の一つであらうと思はれる。また一方道路行政の法規上から見るも、御陵に至る道路が府縣道として認定されてゐないことであり、交通上、經濟上の實質的價値を有せざるもの如く取扱はれてゐる。従つて經濟的價値の點より府縣道として認定された路線に近い御陵に至る道路は立派に改良せられてゐる。大阪府下の御陵に至る道路の如きであつて、此れは道路行政の任にあるものゝ御陵に對する認識の現れと、産業的價値とが一致した爲めであるかも知れないが、ともかく御陵に至る道路が概して不良であると云ふことは、御陵に至る道路が府縣道路線認定標準中に加へられざりしことも大なる原因の一つであらうと思はれる。

即ち府縣道路線認定の際、道路法第十一條の規定に依り府縣道の路線の起點又は終點たるべき樞要の地は左記各號

の一に該當するものより之を採擇する旨を規定せる大正十一年八月二十二日土木局長より内務省秘第八〇〇號を以て各地方長官宛の通牒は道路關係者の既に御承知のことである。

通牒の設けられた當時の社會的狀勢と謂ふか——ともかく大正十一年頃の社會狀勢は思想的に觀るも世界大戰のあとを受け、民主主義的乃至は自由主義的の思想に支配されて

1. 市又ハ町

2. 人家連擔シ且多量ノ貨物ヲ生産シ

又ハ集散スル情況第一號ノ町ニ比肩

スヘキ村若ハ市町村内ノ地區

3. 那役所、警察署又ハ區裁判所々在

ノ地

4. 府縣内ニ傳稱セラレ且旅客ノ來往

頻繁ナル名勝地又ハ舊蹟地

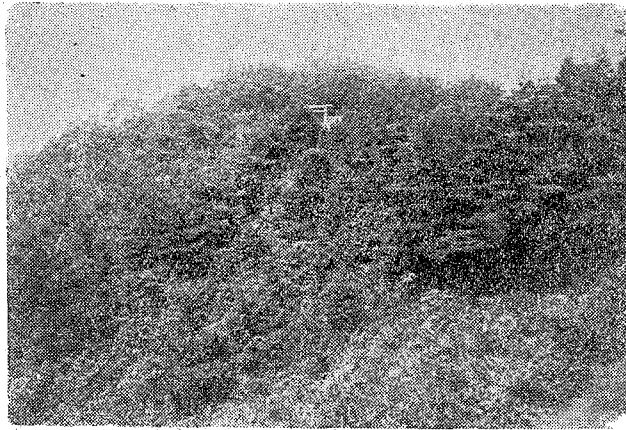
5. 官國幣社又ハ府縣社所在ノ地

6. 參詣ノ來往頻繁ナル宗派本山又寺

院敎院等ノ所在ノ地

7. 軍事上樞要ノ地

以上の條項中に御陵の掲げられてゐないことに關しては



しへに神鎮ります御墳塋が府縣道路線の起終點となり得ないと云ふことは、解釋の仕方に依つては、歴代天皇の御陵

淳 和 天 皇 御 陵

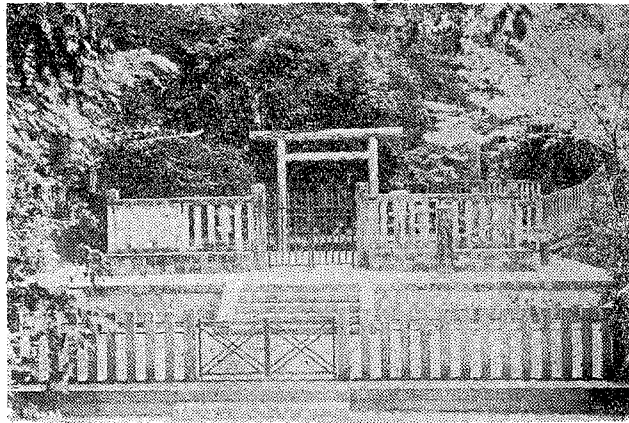
事變を契機として、思想的に否あらゆる分野に互つて所謂日本的なるものへの復古時代にある現在の思想を以つて、之を批判することは妥當でないかも知れないが、ともかく此の規程中に官國幣社、府縣社、宗派本山、寺院等が府縣道路線の起終點たり得るにも不拘 天皇の御みたまのここ



が官國幣社、寺院教院の如く重視せられざりし様にも考へ、先であらねばならないと思はれるが。檀原神宮参拜のみに依り御陵に至る道路の改良せられたる後之が府縣道として認定が申請されたる場合、現在の道路行政監督者は前記通牒の改正をなすまでもなく、新なる見地に立脚して適當なる判断を下されるであらうことを信じて疑はざるものである。

官國幣社の中には、天皇の御靈代をお祀りした神社もある。檀原神宮、及宮崎神宮の祭祀が共に、神武天皇であることは國民齊しく知るところである。國務大臣など親任の報告の爲め、伊勢神宮及檀原神宮に参拜することが新聞紙上に報ぜられる。然し、神武天皇御陵参拜が報ぜられないのはどうしたことであらうか、神武天皇の御陵に参拜し親任報告をすることは勿論であると思はれるが、これは當然、神武天皇御陵参拜が

先であらねばならないと思はれるが。檀原神宮参拜のみに依り御陵に至る道路の改良せられたる後之が府縣道として認定が申請されたる場合、現在の道路行政監督者は前記通牒の改正をなすまでもなく、新なる見地に立脚して適當なる判断を下されるであらうことを信じて疑はざるものである。



後醍醐天皇御陵

報ぜられることは如何であらうか。懼れおほくも、天皇陛下におかせられましても、年初正月元旦の四方拜には、天地四方、伊勢神宮及御陵を奉拜遊ばされ、又皇室、國家の大事の折には、直ちに神宮及神武天皇御陵と先帝御陵に御報告あらせられます。御即位の禮及大嘗祭を行ふ期日が定まりました時は伊勢神宮、神武天皇御陵並に前帝四代の御陵に勅使御差遣の上御奉幣があり、即位禮及大嘗祭が訖つた時には、天皇陛下には皇后陛下と御同列にて神宮、神武天皇御陵並に前帝四代の御陵に御親拜あらせられるのであります。

如斯き尊嚴極まりなき御陵が如何なる理由に據つてか前記の規程中に官國幣社、寺院、教院の如く明記せられざる

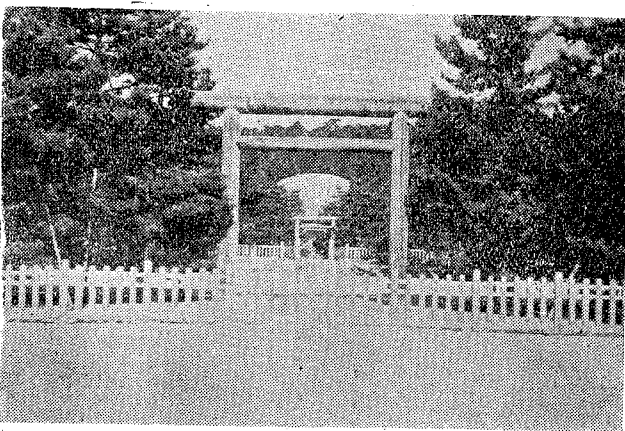
から、御陵に至る道路を改良し、自動車に依る交通の便をよくしたからとて御兆域内に自動車を乗入る様な非常識な

のは如何に解釋すべきか、如何なる原因があるにしても經濟的價値の觀念より今日まで、御陵に至る道路が近代交通機關を利する能はざる状態に放任されてゐたことは、

考をもつ者もあるまいと思はれる。

道路行政の直接の衝に當る者の注意すべきことであると思はれる、もつとも御陵に至る道路を改良して自動車を以て御陵の側近に乗り込むことは御陵の尊嚴を冒瀆し奉るものであり、徒歩巡拜すべきであるなど謂ふ様な解釋を下す人もあるらしいが、こ

各地に散在し奉る 歴代天皇の御陵に至る道路を改良し奉り、近時頓に多きを加へつゝある巡拜者をして近代交通機關を利用せしめ、一人でも多く 歴代天皇の御陵に參拜せしめることはまた道路行政者の忽諾に付すべからざる責務であると思ふ、神武天皇の御陵に參拜し、今時事變に活躍せる皇軍將士の困難に比較



明治天皇御陵

ういふ一部の人の解釋に従ふと、神武天皇の御陵に參拜するのに遠方から歩いて行かなければならない。凡てものには自らの限度がある。これはまた偏見も甚しいものであつて、御陵には夫々兆域としての參拜道路が設けられてゐるのである

し、神武天皇御東征の如何に御困難を極めさせられ給ふたのであらうか、あらゆる困難に堪へ忍ばされ遂に皇國永遠

の基を固めさせられたる 天皇の御偉業をし偲び奉り、吉野なる 後醍醐天皇の御陵に参拜しては、建武中興の御困難に御玉體を休ませ給ふいとまなく隠岐に、笠置に、吉野に御不遇な御一生を終らせ給ひしことを偲び奉り、桃山御陵に参拜しては、明治維新の大業を完成遊ばされ日清、日露の大戦に日本をして世界の日本たらしめ給ふた 明治大帝の御偉業と御聖徳を偲び奉る等、日本國民として 歴代天皇の御陵に参拜、天皇の御聖徳を偲び奉ることは當然の義務であらねばならない。今日國家の重大なる時局に際し御陵に至る道路を改良し参拜に便し、以て報本反始の精神を振興することはまことに時宜に適したるものであり、本事業の記念事業として施行せられることは寔に意義深きことであると思はれる。

### 結 論

以上の論述に依り大體紀元二千六百年奉祝事業の大體を諒承せられたことと思ふ。紀元二千六百年記念日本萬國博覽會、及オリムピツク東京大會共に中止のやむなき状態に

あるにも不拘、紀元二千六百年奉祝會に於て施行せらるゝ記念事業のみは中止せられることなく、紀元二千六百年の祝典と共に行はれるのである。紀元二千六百年の祝典は如何なる状態の下に於いても取行はせられるのである。即ち紀元二千六百年の祝典は單なるお祭り騒ぎではないのである。我國の世界に類ひのない悠久尊嚴なる團體を深く認識して、この立派な團體、皇室を中心に堅く結合された國民の強固なる團結、神武天皇が日本統一の大業を完成遊ばされてから眼覺しく躍進し、發達し來つた二千六百年間の日本の姿、靜かにこの遠い昔を回顧し、然して現代の日本の文化に瞳を轉ずる時、我々は限りなき歡喜を覺ゆるものである。此の國民的感激を紀元二千六百年を期して大いに喜祝、嚴肅に祝ふことに紀元二千六百年奉祝の意義が存するのである。